

最高裁判所（第三小法廷）平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号 各所得
税更正処分取消等請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成25年11月5日棄却・不受理・確定

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●
年（〇〇）第●●号、平成24年9月25日判決、本資料262号－195・順号12045）

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年4月18日判決、本資料2
63号－80・順号12204）

決 定

上告人兼申立人	甲
上告人兼申立人	乙
上告人兼申立人	丙
上記3名訴訟代理人弁護士	志賀 櫻 ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	森下 麻友美

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成25年11月5日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 寺田 逸郎

裁判官 岡部 喜代子

裁判官 大谷 剛彦

裁判官 大橋 正春

裁判官 木内 道祥

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。